

# 令和5年度「働き方改革推進支援助成金」のご案内

生産性を向上させ、時間外労働の縮減、特別休暇の導入、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバルの導入、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する助成金です。

## 概要

事業実施期間中にコースごとに設定された成果目標を達成した場合、労働能率を増進するための設備・機器、労務管理用機器、専門家によるコンサルティング等の費用の一部を助成します。

11/24 改正 交付申請期限：令和5年12月28日（木）まで延長

### 【対象事業主（下記コース共通）】

- ・労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
- ・年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

コース区分	成果目標	助成額
<b>【R5年度新設】</b> 適用猶予業種等 対応コース （建設業、運送業、病院等） 令和6年4/1～ 「時間外労働の上限規制が適用」	以下のいずれか1つ以上を実施 【建設業】 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減 所定休日の増加（週休二日制の導入） 【運送業】 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減 9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 【病院等】 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減 9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 医師の働き方改革の推進	<b>対象経費の合計額×補助率（3/4）</b> 一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり 【建設業】 ・成果目標の達成状況に応じて、25万円～830万円の上限 【運送業】 ・成果目標の達成状況に応じて50万円～880万円の上限 【病院等】 ・成果目標の達成状況に応じて、50万円～930万円の上限 賃金の引上げ（3%以上）を目標に加え、達成した場合には、15万円～480万円の上限加算。
労働時間短縮・ 年休促進支援 コース	以下の ①から③の1つ以上を実施 ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減 ② 年次有給休暇の計画的付与制度を導入 ③ 時間単位の年次有給休暇制度を導入し、かつ、有給の特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入	<b>対象経費の合計額×補助率（3/4）</b> 一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり ・各成果目標の達成状況に応じて、25万円～200万円の上限 賃金の引上げ（3%以上）を目標に加え、達成した場合には、15万円～480万円の上限加算。
勤務間インター バル導入コース	以下の ①から ②のいずれかを実施 ① 新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入 ② 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とする 所属労働者の半数を超える労働者を対象、休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とする	<b>対象経費の合計額×補助率（3/4）</b> 一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり ・成果目標の達成状況に応じて、40万円～100万円の上限 賃金の引上げ（3%以上）を目標に加え、達成した場合には、15万円～480万円の上限加算
労働時間適正管 理推進コース	以下の ①から ②の全てを実施 ① 新たに勤怠管理と賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた労働時間管理方法を採用 ② 労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定 労働時間の適正な把握に関するガイドラインに係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施	<b>対象経費の合計額×補助率（3/4）</b> 一部の対象経費について、補助率が4/5になる場合あり ・原則として上限100万円 賃金の引上げ（3%以上）を目標に加え、達成した場合には、15万円～480万円の上限加算

交付申請書  
等の提出

労働局での審  
査・交付決定

事業実施

支給申請書  
等の提出

労働局での審  
査・支給決定

支給

申請・お問い合わせ先 香川労働局 助成金センター 〒760-0019 高松市サンポート2-1  
087-823-0505 高松シンボルタワー タワー棟12階

詳細は厚生労働省HPをご覧ください！ 労働時間等の設定の改善 厚生労働省

検索

